

令和元年度 第3回 相談支援部会

令和元年 6月 25日 (火)

今回は南部いきいき支援センターの鶴木様、水野様、北部いきいき支援センター鈴木様より、介護保険およびいきいき支援センター（地域包括支援センター）の概要について説明をいただきました。介護サービス、介護予防サービス、介護予防・生活支援サービスの3種についても区別しながら説明して頂きました。



- ・介護の長期化、高齢化が進んでおり、共働きが増え、核家族化等の課題がある。
- ・介護サービスは要介護の方、介護予防サービスは要支援の方が対象で、介護予防・生活支援サービス事業という名古屋市独自の事業もある。
- ・申請時は本人の介護保険証の原本が必要とはなるが、家族、ケアマネジャー、友人等も申請可能である。
- ・要支援であってもケアマネジャーが担当する場合もある。
- ・身体介護は30分刻み、生活援助は45分刻みでの支援が基本となる。
- ・介護保険の上乗せは要介護5の方が対象。家事援助、身体介護の上乗せが多い。
- ・障害独自のサービスを利用する場合は、要介護度に関わらず利用が行える。

質疑応答についても、地域で行われている様々なサービスが、高齢者だけでなく障害者も受けられるのだろうかといった点で議論が行われました。

次回は、令和元年 7月 23日 (火) 13:30～ 西区役所 2階 講堂にてケアマネジャーさんとの交流会を行う予定です。